

土地連だより

第5号 (2022年夏号)



土地連

一般社団法人 沖縄県軍用地等地主会連合会

2022年夏

第5号



土地連だより

2022年8月31日発行
発行 / (一社) 沖縄県軍用地等地主会連合会
〒904-0103 沖縄県中頭郡北谷町字桑江129番地4



写真：(一社) 北谷町軍用地等地主会 (詳細は裏面を参照)

目次
2~3ページ 役員改選
4~5ページ 第99回定時会員総会
6~7ページ 跡地利用特措法の期限延長 及び改正点について
8ページ 社会貢献、支援活動

社会貢献・支援活動

— 人材育成、福祉団体等へ寄付 —

令和3年9月27日から28日及び10月19日から20日にかけて、三役は、沖縄県国際交流・人材育成財団のほか、沖縄県社会福祉協議会、5市町村の社会福祉協議会、育英会等の計15団体を訪問し、総額410万円の寄付金を贈呈しました。

寄付活動を行うにあたっては、昨年度に引き続き、一堂に会することによる新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減させるため、寄付金贈呈式を開催せず、寄付先をそれぞれ訪問する形で行いました。

受領者からは、「(寄付は) 社会福祉活動の推進に欠かせない貴重な財源であり、社会福祉の向上に有効に活用している。大変感謝している。」(沖縄県社会福祉協議会：湧川会長) などの感謝の意が述べられました。



寄付金を贈呈する又吉会長
(写真右：湧川会長＝沖縄県社会福祉協議会)

コラム

「本会からの寄付金の 使途について」(第3回)

「沖縄被害者支援ゆいセンター」

本コラムでは、複数回にわたり、これまで本会が行った寄付がどのように活用されてきたか、等について寄付先の声を紹介します。
今回は、公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンターより感謝のことが寄せられましたのでご紹介させていただきます。

貴会からの長年に亘る御芳志に対し、深く感謝申し上げます。

当センターは、犯罪被害者等早期援助団体として沖縄県公安委員会から指定を受け、事件や事故に遭われた被害者やその家族が、再び平穏な生活を取り戻すことができるように支援活動を行っている公益社団法人です。

支援内容としては、電話や面接相談、法律相談や裁判・病院・公的機関等への付添等を無料で行っております。

頂いたご寄付は、そのような被害者支援やそれに関わる広報啓発活動等に活用しております。

今後とも継続的なご支援の程、よろしくお願いいたします。最後に貴会の益々のご発展と皆様のご健康を祈念申し上げます。

地主会紹介 (一社) 北谷町軍用地等地主会

所在地：〒904-0102 中頭郡北谷町字伊平132
業務時間：平日午前8時30分より午後5時15分まで
(12時から13時は昼休み、土日・祝祭日休業)
所管施設：嘉手納飛行場、キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、陸軍貯油施設
会員数：4,926名 (令和4年3月末現在)
賃貸料額：約110億円 (令和3年度時点)



ゆんたくひんたく



▼3年ぶりの定時会員総会の対面開催も、三密回避で会話ができず、ガツカリ▼会話といえは、記事に関する問い合わせや感想も最近は少なくなってしまい、読者はどういった記事を読みたいか、自問自答した末の完成品は至って無難▼そんな中で皆様に発信できる初の機会。編集の励みになるので提案、ご意見、本会へお寄せ下さい(しゅーへ)

新役員の顔ぶれ（順不同、任期：2024年開催の定時会員総会の日まで）

 瑞慶山 良明 (沖縄市)	 照屋 清秀 (読谷村)	 喜友名 朝孝 (北谷町)	 赤嶺 馨 (那覇空港)	 仲田 實 (金武町)	副会長
 宮城 利正 (名護市)	 比嘉 一郎 (北中城村)	 新任 上原 功吉 (うるま市)	 渡嘉敷 義浩 (那覇)	 宮城 健英 (浦添市)	 新任 浜比嘉 勇 (沖縄市)
 新任 金城 勝也 (国頭村)	 平良 榮秀 (うるま市)	 代表監事 上原 弘 (那覇空港)	 金城 敦 (糸満市)	 新任 當山 徳安 (恩納村)	監事

会長に又吉信一、 副会長に仲田實、赤嶺馨が再任

第99回定時会員総会における決議により、17名の理事・監事が選任され、同日開催した理事会にて、会長、副会長、さらに監事会にて、代表監事が選出されました。

本面では、今回選任された役員の紹介と併せて、会長に再任した又吉信一から、会長就任に際して抱負が述べられましたので、紹介します。

(紙面の都合上、一部抜粋しております。)



会長 又吉 信一
(宜野湾市)

2年前に会長に就任して以降、コロナ禍において、本会の活動にも数々の制限が課されてきました。そうした中でも、国との信頼関係を損なわず、地権者の安全・安心を守り抜くという決意のもと、賃貸料予算や跡地利用特措法の改正といった、諸問題の解決に向き合っていました。

今年は沖縄県が復帰から50周年、来年は本会の創立から70周年を迎える節目の年です。本会にとって重要な時機に会長として再任いただきましたことは、大変身の引き締まる思いであり、必ずや地権者の期待に応えたいと思います。

国は本土復帰50年という節目に配慮した予算措置を

まず、賃貸料についてお話しさせていただきますと、本会では、平成24年度の契約更新以降、試算当時の土地の評価基準に基づいた要求額として1285億円を求めておりますが、賃貸料予算は未だその要求額に到達できておりませ

ん。コロナ禍により経済が疲弊した中でも沖縄県の地価の上昇ペースは毎年の増額予算を上回る状況にあります。その一方で、国は財政難を理由にわずかな増額に留めており、地権者の苦しい状況は続いております。

米軍の強制接収から始まり、現在に至るまで本来の評価がされておらず、地権者は苦汁を飲まされ続けてきております。このことから、本土復帰から半世紀の節目を境に、改めて地権者に配慮した予算措置を国へ求めてまいります。

また、地域毎の支払種別毎の単価に開差（北部地区は中部南部に比較して単価が安い）が生じている、いわゆる「地域間格差」については、防衛省、沖縄防衛局と共に令和元年度から現在に至るまで協議を続けており、こうした間にも関係地主からは協議の結果に期待する声が寄せられています。このことから、関係地主に対して、一刻も早い正策を示

せるよう、協議を進めることを約束します。

関係地主にとって安全・安心な跡地利用を

軍用地の返還をめぐっては、今後、キャンプ瑞慶覧や牧港補給地区などの大規模な施設・区域の返還が予定されております。一体的な跡地利用により、沖縄県全体の経済的発展が期待されています。

令和4年度より、跡地利用特措法が10年の期限延長、一部改正の上、施行されました（関連6〜7ページ）。私が所属する宜野湾市地主会では、平成24年に法律が制定された後、現在の改正が行なわれるまでの間にキャンプ瑞慶覧西

普天間住宅地区が返還されました。その際、市と連携し、土地の先行取得について、買い取りに必要な面積要件に下限（従来は100㎡まで）を設けないよう国へ要請し、その結果、施行令が改正されました。

この経験から、関係者の跡地利用特措法の延長・改正に向けた尽力は想像に難くないものであり、同法が関係地主にとって、安全・安心な跡地利用を推進する法律であり続けることを期待しております。

最後になりますが、皆様におかれましては今後も変わらぬご支援・ご協力を祈念申し上げます。

役員の退任に関するお知らせ

役員改選に伴う、役員の退任について報告いたします。軍用地等諸問題の解決にご尽力いただき、ありがとうございます。

- 山田 義隆（国頭村）
- 島袋 宗泰（沖縄市）
- 名嘉山 兼正（うるま市）
- 山城 善彦（伊江村）

貸借対照表

2022年(令和4年)3月31日現在

単位:円

科目	当年度	前年度	増減
I. 資産の部			
1. 流動資産			
流動資産合計	36,918,741	21,146,176	15,772,565
2. 固定資産			
固定資産合計	1,922,426,864	1,903,538,181	18,888,683
資産合計	1,959,345,605	1,924,684,357	34,661,248
II. 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計	11,884,456	11,377,722	506,734
2. 固定負債			
固定負債合計	1,234,370,130	1,216,416,180	17,953,950
負債合計	1,246,254,586	1,227,793,902	18,460,684
III. 正味財産の部			
1. 一般正味財産			
一般正味財産	713,091,019	696,890,455	16,200,564
正味財産合計	713,091,019	696,890,455	16,200,564
負債及び正味財産合計	1,959,345,605	1,924,684,357	34,661,248

2021年(令和3年)度正味財産増減計算書

2021年(令和3年)4月1日から2022年(令和4年)3月31日まで

単位:円

科目	当年度(A)	前年度(B)	増減(A)-(B)
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
経常収益計	151,157,993	136,139,473	15,018,520
(2) 経常費用			
経常費用計	135,387,426	131,795,428	3,591,998
当期経常増減額	15,770,567	4,344,045	11,426,522
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	429,998	0	429,998
(2) 経常外費用			
経常外費用計	1	0	1
当期経常外増減額	429,997	0	429,997
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	16,200,564	4,344,045	11,856,519
一般正味財産期首残高	696,890,455	692,546,410	4,344,045
一般正味財産期末残高	713,091,019	696,890,455	16,200,564
II. 正味財産期末残高			
正味財産期末残高	713,091,019	696,890,455	16,200,564

2023年(令和5年)度軍用地等賃貸料増額措置要請案

定時会員総会で承認された2023年(令和5年)度軍用地等賃貸料の増額措置要請の概要は、次のとおりです。

- 要求額は、対前年比6.3%、65億円増の1,104億円とすること。
- 評価地目の見直し及び格差是正に要する分についても配慮した予算措置を講じること。

ご案内：賃貸料の振込が年1回になります

毎年行っている防衛施設用地に係る賃貸料の振込について、事務の合理化を図るため、本会と沖縄防衛局との間で協議、検討した結果、賃貸料の支払方法をこれまでの年2回から年1回へ変更することとなりました。

年1回払の開始時期は令和5年度からとなり、支払時期は7月頃(現在の前金払い時期)となります(※地主会によって時期は異なります)。

なお、確定申告に必要な明細書も1枚となりますのでご注意ください。
詳しくは同封のお知らせをご確認ください。

これまでの方法(年2回払)

前金払い
(7月頃)

差額払い
(1月頃)



令和5年度からの方法

年1回払い
(7月頃)

第99回定時会員総会

— 3年ぶりの現地開催、議案すべてが全会一致で承認 —

令和4年6月27日、沖縄市民会館大ホール(沖縄市)にて沖縄県軍用地等地主会連合会第99回定時会員総会が開催され、議題として、令和4年度の事業計画と収支予算書、令和3年度の事業報告が了承、令和3年度決算書、2023年(令和5年)度軍用地等賃貸料増額措置要請書、理事・監事の選任について原案のとおり承認されました。

未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、会員に対して、直接説明するため、予防対策を行いつつ、大規模な会場にて開催することで三密(密閉・密集・密接)を回避して、現地開催しました。

本ページでは、第99回定時会員総会の議案の概要を紹介します。

第99回定時会員総会

一般社団法人 沖縄県軍用地等地主会連合会



会場：沖縄市民会館大ホール(沖縄市)

議案第1号 2021年(令和3年度)決算書の承認について

決算書は、資料に基づき、赤嶺業務執行理事より「決算書」、上原代表監事より「監査報告」、「2021年(令和3年)度公益目的支出計画実施報告書に関する監査報告」について、説明を行った結果、全会一致で承認されました。

説明した決算書の概要は5ページの「貸借対照表」、「2021年(令和3年)度正味財産増減計算書」のとおりです。

議案第2号 令和5年度軍用地等賃貸料の増額措置について

令和5年度軍用地等賃貸料の増額措置に向けた要請案については、提案通り、全会一致で承認されました。

説明した要請内容の概要は、5ページの「2023年(令和5年)度軍用地等賃貸料増額措置要請案」のとおりです。

議案第3号 理事・監事の選任について

理事・監事の選任については、提案通り、全会一致で承認されました。

選任された役員は、3ページの「新役員の顔ぶれ」のとおりです。

土地連ホームページのご紹介

本会ホームページには、本総会で報告された「令和4年(2022年)度事業計画」や「令和3年(2021年)度事業報告」も掲載しております。併せてご確認ください。

土地連ホームページ

土地連

検索

www.okinawa-tochiren.jp



QRコードで簡単アクセス

跡地利用特措法の期限延長 及び改正点について

駐留軍用地の返還に適用される「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（跡地利用特措法、以下「同法」という）」は令和4年3月末日をもって失効を迎えることとなったことから、本会では、同法の延長及び見直しを求め、沖縄県等の関係機関と連携しながら要求の実現に向けた要請活動を展開し、その結果、期限延長と一部見直しを達成しました。

本ページでは、同法律の改正点等について解説いたします。

法律の期限は10年「延長」

同法律の期限について、関係地主からは法律の恒久化を望む声もありましたが、本会でも総合的に勘案した結果、その都度、時勢に応じた改正を行うことができるという利点から、法律の恒久化ではなく、期限延長を求めることを決定しました。

この方針を基に、軍用地主等総決起大会を開催し、その決議をもって、沖縄県と連携しつつ、関係機関への要請活動を続けました。その結果、改正後の同法律は、令和4年4月1日から令和14年3月末日まで施行されることとなり、同法律は改正の上、実質的に10年延長されることとなりました。このことにより、関係地主は、不発弾、土壌汚染などの国による支障除去措置とその他の補償金、それらの措置が終了した後、の給付金・特定給付金（賃貸料相当額）の支給、市町村による先行取得事業、といった安全・安心な返還に向けた措置を引き続き受けられることとなりました。

段階的に返還される区域の 拠点返還地への指定が可能に

改正後は、新たに返還合意前の区域も含めて拠点返還地に指定できる特例が盛り込まれました。

この改正によって、牧港補給地区などの同一施設において返還時期がずれる場合などにおいても、「国の取組方針」を策定できるようになり、一体的に返還地とみなせることになりました。

このことにより、
一体的な特定駐留軍用地として指定することが可能となることから、
沖縄県や市町村にとっては、公共用地の取得が円滑になり、関係地主にとつては、特定給付金の支給期限に差異が生じること等による不利益を防ぐことにも繋がります。

拠点返還地の面積	国の取組方針の策定
200ha以上	義務
200ha未満	可能（跡地利用推進協議会の協議による）

謝意と共に未達成事項について継続協議を要請

同法律の改正を受け、又吉会長は上京し、これまでに要請してきた関係機関に対し、感謝の意を伝えつつ、今回の改正で未達成となった項目（給付金等の上限撤廃、自衛隊施設用地の適用）については、今後も防衛省と継続協議していくことを確認していることから、引き続き協議を行うよう要請しました。

これに対し、訪問先からは、関係地主の皆様には、防衛施設用地として安定的に提供していただき感謝している。ご意見をいただいた未達成事項については、引き続き土地連と意思疎通を密にしていきたい（岸防衛大臣）、等の回答がありました。



松野内閣官房長官（令和4年4月4日、首相官邸）



岸防衛大臣（令和4年4月4日、防衛省）

返還、跡地利用に関する“みみより”情報

キャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区 緑地公園として共同使用へ

沖縄市と北中城村にまたがる「キャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ地区」は、統合計画において、「2024年度またはその後」の返還が予定されておりますが、返還の前に当該用地を緑地公園として共同使用し、一般開放することが5月19日の日米合同委員会において合意されました。

本件について、国からは、返還条件達成のための工事は並行して行われることから、返還条件の達成が遅れるという関係にはない、との説明がされております。

本会としましては、今後も駐留軍用地の返還に関する情報を追跡し、関係地主会長等からの要望に応じて、要請活動等を継続してまいります。

広報誌「まちプランナー」の紹介

内閣府沖縄総合事務局では、「駐留軍用地跡地利用に関する市町村支援事業」の一環で、返還跡地利用に関する広報誌「まちプランナー」を発行しております。

インターネットにて内閣府沖縄総合事務局跡地利用対策課の「市町村支援事業 | 跡地利用の推進」ページより、誌面を閲覧することができます。

本誌はこれまでに2回発行されており、創刊号には本会会長である又吉会長のインタビューも掲載されています。

ぜひ、ご一読ください。

